

徳島県企業管理規程第四号

棚野ダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月二日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

棚野ダム管理規程の一部を改正する規程

棚野ダム管理規程（昭和五十二年徳島県企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「吹鳴により」を「吹鳴又は疑似音により」に改める。

別表第一の徳島県知事の項中「県土整備部流域整備企画課」を「県土整備部河川政策課」に改め、「徳島土木事務所ダム管理課」を「東部県土整備局へ徳島へ土木ダム管理担当」に改め、同表の勝浦町長の項中「建設課」を「総務防災課」に改め、同表の徳島東警察署長の項中、「徳島東警察署長」を「徳島中央警察署長」に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第二（第16条関係）

警報所名	所在地	吹鳴機器	出力	摘要
横 瀬	勝浦郡勝浦町三溪字平山	サイレン及びスピーカー	五・五キロワット 百ワット	
棚 野	勝浦郡勝浦町棚野字西久保	スピーカー	百ワット	
久 国	勝浦郡勝浦町久国字時安	サイレン及びスピーカー	五・五キロワット 百ワット	
星 谷	勝浦郡勝浦町星谷字石田	サイレン及びスピーカー	五・五キロワット 百ワット	
中 角	勝浦郡勝浦町中角字玉の木	スピーカー	百ワット	
今 山	勝浦郡勝浦町沼江字岐木	スピーカー	百ワット	
沼 江	勝浦郡勝浦町沼江字鵜匠	サイレン及びスピーカー	五・五キロワット 百ワット	
長 柱	徳島市飯谷町上里	スピーカー	百ワット	
飯 谷	徳島市飯谷町下里	サイレン及びスピーカー	三・七キロワット 百ワット	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。